

# 相 楽 都 市 計 画

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

令和6年12月

京都府

## 《目次》

1	都市計画の目標 .....	1
2	区域区分の有無及び方針.....	4
3	土地利用の方針 .....	5
4	都市施設の方針 .....	9
5	市街地開発事業の方針 .....	14
6	自然環境の整備又は保全に関する方針 .....	16

付 図

## 1 都市計画の目標

### (1) 都市づくりの基本理念

本区域は、飛鳥から奈良、京都に至る日本文化発祥の中心軸上に位置することなどから、古くから交通の要衝として発達してきた歴史をもち、区域の中央を流下する木津川をはじめとする豊かな自然環境を有している。また、広域的には、京都府、大阪府及び奈良県にまたがる、未来を拓く知の創造都市を目指した「関西文化学術研究都市」の中心を担う地域である。

近年では、京奈和自動車道及びJR奈良線等の広域交通網の整備が進み、京阪神大都市圏との時間距離の短縮や、隣接府県、府域内相互の交流・連携が強化されており、立地特性を生かした都市づくりが期待される。

今後は、人口減少・少子高齢化社会を迎えることが予想されており、老朽化が進む都市基盤施設や激甚化・頻発化する自然災害への対応を含めた持続可能な都市づくりが期待される。

将来の都市づくりにおいては、魅力と活力にあふれる新時代の相楽都市計画区域を築きあげるため、農林漁業との健全な調和を図りつつ、適切な制限のもと合理的な土地利用と効果的な都市基盤整備により、秩序ある市街地形成を進めるとともに、次の基本理念に基づき都市づくりを行うものとする。

### ア 暮らしを支える基盤づくり

#### (ア) 日常生活に必要な施設を鉄道駅周辺等の中心市街地や地域生活拠点へ誘導

- ・ 鉄道駅等を中心としたコンパクトな都市づくりに向けた都市計画の見直しを進める。
- ・ 店舗や病院等の日常生活に必要な施設については、鉄道駅周辺等の中心市街地や地域生活拠点へ誘導する。
- ・ 社会経済情勢の変化に柔軟に対応するため、必要に応じて都市計画道路等の都市施設の配置や構造等を見直す。

#### (イ) 都市の特性に応じた公共交通ネットワークへ再構築

- ・ 都市の特性に応じ、鉄道駅周辺等の中心市街地と地域生活拠点等を結ぶ公共交通ネットワークを再構築する。

#### (ウ) 持続可能な都市基盤施設へ再構築

- ・ 既存都市基盤施設の維持・管理・更新については、都市づくりのプランと整合する集約・再編・広域化などにより効率化を図る。
- ・ 隣接市町との広域連携による都市基盤施設の更なる共同化を検討する。

### イ 魅力あふれる地域づくり

#### (ア) ゆとりある生活空間の確保

- ・ 歩きたくなる空間やオープンスペースの創出等により、ゆとりある生活空間を確保する。
- ・ 市街地の更なる活性化を図るため、街路、公園、広場等の利活用を推進する。
- ・ テレワーク拠点施設の整備等により、二地域居住等に対応する。

- ・子育てに適した住環境や、親子が集い、子どもが安心して遊べる居場所づくり等、子育てにやさしい都市づくりを進める。

(イ) スマートシティの実現

- ・持続可能な都市づくりへ向け、新技術や官民各種のデータを活用するスマートシティの取組を進める。

**ウ 未来を拓く産業づくり**

(ア) 府南部地域の特性を生かした産業の集積

- ・インターチェンジ周辺や幹線道路沿道、工業施設や研究施設の既存集積地において、優良農地保全に配慮するなど、農林漁業及び周辺環境との健全な調和を図りつつ、立地ポテンシャルを生かして産業を集積する。
- ・良好な都市環境を確保するため、生産緑地制度を活用し、計画的に農地を保全する。

(イ) 政策的な都市づくりによる新産業の創出

- ・政策的な都市づくりにより、新たな食産業エリアやオープンイノベーションの拠点等を基盤とした新産業の創出を図る。

**エ 防災・減災**

(ア) 防災の視点を取り入れた土地利用や住まい方の工夫

- ・流域治水の考え方や土地利用規制の導入等も含め、災害リスクを勘案した都市づくりを進める。
- ・気候変動を踏まえ、自然災害による被害が増大するおそれがある土地利用転換を抑制しつつ、被害の軽減・早期復旧が可能となるよう、土地利用や建築物の構造の工夫、避難体制の構築等の対策を進める。

**オ 地域の活性化**

(ア) 市街化調整区域の既存集落における地区計画等を活用した地域活力の維持・向上

- ・農林漁業及び周辺環境との健全な調和を図りつつ、上位計画と整合した都市づくりを実現するため、地区計画制度や開発許可制度を適切に運用し、地域活力の維持・向上につながる土地利用を検討する。

**(2) 区域の将来像**

本区域は、区域の中心部を木津川が流れ、左岸側は関西文化学術研究都市建設による文化・学術・研究等の高次都市機能の集積と良好な住宅地整備が進められていると同時に、既成市街地における都市基盤整備も進んできている。一方、右岸側は、旧街道を中心とした沿道に既成市街地が形成され、恭仁宮跡及び椿井大塚山古墳等をはじめとする豊かな歴史・文化・自然環境などの固有資源を有する地域が広がっている。このような特徴的な都市構造を有していることから、それぞれの地域が個性を生かした都市づくりを進めつつ、両岸地域が一体となった広域的な都市圏の形成が課題となっている。

また、既成市街地においては、少子・高齢化、既存店舗の減少等により、地域活力やコミュニティの維持が困難となってきた地域もあり、市街地内の低未利用地の活用、公共交通サービスの確保・維持、都市基盤施設の維持・管理・更新が必要となっている。

本区域の地域特性を踏まえ、将来像を次のとおりとする。

◆**優れた居住環境、研究機関等の集積を生かしたオープンイノベーションの起こり続ける都市**

関西文化学術研究都市における優れた居住環境、文化・学術研究機関等の集積を生かし、世界の最先端研究と交流するオープンイノベーションが起こり続ける都市を目指すとともに、新たな「食」関連産業の育成・発展を図る京都フードテック基本構想の実現を促進する。

◆**災害に強く、脱炭素で、誰もが暮らしやすい持続可能な都市**

鉄道駅周辺等の中心市街地や地域生活拠点を中心としたコンパクトな都市づくりを進め、各拠点を公共交通で結ぶとともに、歩きたくなる空間を創出することで、生活利便性の維持・向上と地域経済の活性化により、脱炭素で、誰もが暮らしやすい持続可能な都市を目指す。

併せて、流域治水の取組を進める等、ハード・ソフトを組み合わせた防災・減災対策を着実に推進することで、激甚化・頻発化する自然災害への対応力を高め、災害に強い都市を目指す。

◆**豊かな歴史・文化・自然環境と人々の暮らしが共生する都市**

恭仁宮跡、海住山寺等の歴史的建造物及び当尾地区等の歴史的景観、世界文化遺産登録に取り組んでいる宇治茶の重要文化的景観などの本区域特有の歴史・文化・自然環境や、優良な農用地等の保全等を図るとともに、既存集落における地域活力の維持・向上につながる土地利用を検討することにより、豊かな歴史・文化・自然環境と人々の暮らしが共生する都市を目指す。

## 2 区域区分の有無及び方針

### (1) 区域区分の有無

本都市計画区域に区域区分を定める。なお、その理由は次のとおり。

- ・本区域は近畿圏整備法（昭和38年法律第129号）に基づく近郊整備区域に指定されており、都市計画法により区域区分を定めることとされている。
- ・今後とも人口、産業出荷額等は引き続き増加傾向が予想され、さらに、関西文化学術研究区内をはじめとして市街地開発事業等が実施あるいは予定されていることから、市街地拡大圧力が高いと判断される。
- ・今後とも、市街地内において、良好な住環境形成に資する都市基盤施設の整備を重点的かつ効率的に行うことが必要である。
- ・本区域の市街地を取り囲む自然環境は、貴重な緑の資源であり、また、独特の風致景観を形成しており、無秩序な開発を抑制する土地利用の適正な規制による保全が必要である。

### (2) 区域区分の方針

#### ①おおむねの人口

本区域の将来におけるおおむねの人口を次のとおり想定する。

区 分	平成27（2015）年	令和17（2035）年
都市計画区域内人口	109.0千人	おおむね135.4千人
市街化区域内人口	96.2千人	おおむね125.6千人

\*市街化区域内人口は、保留された人口を含む

#### ②産業の規模

本区域の将来における産業の規模を次のとおり想定する。

		平成27（2015）年	令和17（2035）年
生産規模	工業出荷額	701億円	2,159億円
	卸小売販売額	986億円*	984億円
就業構造	第1次産業	1.5千人（3.2%）	1.0千人（1.8%）
	第2次産業	9.8千人（21.0%）	10.2千人（18.3%）
	第3次産業	35.4千人（75.8%）	44.5千人（79.9%）

\*平成27年の商業統計が実施されていないため、平成28年の調査結果（卸小売販売額）を記載

#### ③市街地の規模

本区域における人口及び産業の見通しに基づき、かつ市街化区域の現況及び動向を勘案し、市街化区域のおおむねの規模を次のとおり想定する。

年 次	令和17（2035）年
市街化区域面積	2,573 ha

\*市街地の規模には保留人口フレームに相当する面積は含まない

### 3 土地利用の方針

#### (1) 主要用途の配置の方針

##### ①商業・業務地

###### (ア) 一般商業・一般業務地

J R奈良線・片町線・関西本線及び近鉄京都線の各駅や市役所・町役場、国道24号や都市計画道路精華大通り線沿道を中心として商業・業務地が形成されている。

今後、人口減少・少子高齢化社会を迎えることを想定し、これらの市街地を中心に、にぎわいを創出するとともに、コンパクトな都市づくりを進めていく必要がある。

特に、J R及び近鉄各駅の周辺については、隣接する住宅地等との環境の調和を図りつつ、日常生活に必要な店舗や診療所、業務施設等の集積を図る。

また、菅井・植田地区の山手幹線沿道については、商業・業務地の形成を図る。

###### (イ) 文化学術研究地区

関西文化学術研究都市の精華・西木津地区の一部、木津地区のセンターゾーン、南田辺・狛田地区（精華町域）の都市計画道路山手幹線沿道に商業地を配置し、既存の商業機能と連携を図りながら、関西文化学術研究都市における都市活動を支える高次な商業機能の整備を進める。

##### ②工業地

###### (ア) 一般工業地

国道24号沿道等を中心に工業地が形成されており、引き続き産業振興を図るとともに、充実する幹線道路ネットワークを生かして、周辺環境との調和を図りつつ計画的に工業地の配置を図る。

###### (イ) 文化学術研究地区

関西文化学術研究都市（京都府域）の建設に関する計画に基づき、様々な文化学術研究機能、研究開発型産業機能等からなる研究開発、先端産業の拠点として整備を図る。

特に、精華・西木津地区は関西文化学術研究都市の中央部に位置することから都市の中心地区と位置付け、中枢的な文化学術研究機能、文化学術研究交流機能、研究開発型産業機能の集積を図る。

また、南田辺・狛田地区（精華町域）には食関連を含めた文化学術研究機能や研究開発型産業機能、木津地区には主として文化学術研究機能や研究開発型産業機能などの集積を図る。

##### ③住宅地

###### (ア) 一般住宅地

既存市街地及びその周辺部においては、広範囲に低層住宅地が形成されており、引き続き居住環境の維持・改善に努める。

市街化が進行しつつある木津地区の一部や近鉄狛田駅東地区、菅井・植田地区等については、面的整備事業の推進や地区計画の活用等により良好な住環境を有する住宅地の形成を図る。

(イ) 文化学術研究地区

関西文化学術研究都市の精華・西木津地区（蔭山・水落地区）等において、新たに住宅地を配置するとともに、地区計画制度の活用等により、緑豊かでやすらぎのある、良好な居住環境の形成を図る。

(2) 市街地における建築物の密度の構成に関する方針

用途 \ 区域	高密度利用を図るべき区域	低密度利用を図るべき区域
商業・業務地	J R木津駅周辺、J R祝園駅周辺、 J R加茂駅周辺、近鉄高の原駅周辺、 精華・西木津地区及び木津地区各センターゾーン	
住宅地		相楽台の低層地区、兜台地区、 桜が丘地区、光台地区

(3) 特に配慮すべき問題等を有する市街地の土地利用の方針

①都市再構築に関する方針

人口減少・少子高齢化などの社会経済情勢の変化等を踏まえ、日常生活に必要な医療・福祉施設、商業施設や住居等を鉄道駅周辺等の中心市街地や地域生活拠点へ誘導するとともに、それらを公共交通ネットワークで結ぶことで、効率的で利便性の高い都市へ再構築する。

併せて、老朽化が進む道路、上下水道等の都市基盤施設を計画的に維持・管理・更新するとともに、隣接市町との広域連携を図ることにより、財政面・体制面での持続可能性の向上を図る。

また、特定大規模建築物については、「地域商業ガイドライン」等に基づき、郊外立地の抑制を図る。

②低未利用地の利活用に関する方針

公有地や国有地をはじめとする公的な低未利用地や工場跡地等の低未利用地については、市街地開発事業等の導入、随時かつ的確な地域地区の見直しや地区計画の活用により、周辺の土地利用の状況等と整合を図りつつ、適切な土地利用を誘導する。

③居住環境の改善又は維持に関する方針

既成市街地の木造住宅が密集する地域については、耐震性の向上を図るとともに、防災機能の向上をはじめとする居住環境の改善を図る。

住宅と農地が混在し、両者が調和して良好な居住環境と営農環境を有している地域については、引き続き都市農地の保全を図ることにより、良好な居住環境の維持を図る。

土砂災害や浸水被害の発生が想定される「災害ハザードエリア」においては、新たな住宅等の立地を抑制するとともに、避難体制を確立することにより、良好な居住環境の実現を図る。



また、宅地の安全性を確保する観点から、土砂流出や滑動崩落等の発生が想定される区域においては、危険な盛土行為の規制や地震等による被害の防止対策を推進する。

交通騒音問題の未然防止の観点から、幹線道路等の沿道については、居住環境との調和に努める。

#### ④市街地における住宅・住環境づくりの方針

地域の自然、歴史、文化その他の特性に応じて、環境との調和に配慮しつつ、良好な居住環境の形成が図られることを基本として、豊かさを実感できる地域社会の実現を図る。

そのため、市街化の熟度に応じた地域の課題を明らかにした上で、住生活基本計画等に基づき地域の特性を生かし、増加する空き家対策など既存の住宅ストックの適正な活用も図りながら、安心して暮らせるまちづくり、住宅・住環境づくりを推進する。

また、本格的な少子高齢化社会を迎え、各世代がそれぞれに持つ多様な住宅に関する要求に応えるため、住宅政策のみならず、福祉・医療・安全等、総合的な視点からのまちづくりを推進し、高齢者はもとより若者や子育て世帯等多様な世代による良好な地域コミュニティの実現を目指した、多世代都市居住のまちづくりの展開を図る。

なお、既成市街地においては、必要に応じ、その整序を進めながら定住性の高い良好な住宅市街地の再生を推進する。

#### ⑤市街化区域内の緑地又は風致の維持に関する方針

地域の生活に密接に結びつき、優れた郷土景観を形成する関西文化学術研究都市周辺の里山については、その保全を図るとともに、身近に自然と親しめる場としての活用を検討する。

また、特定生産緑地を含む生産緑地制度を活用し、雨水の貯留浸透等のグリーンインフラとしての機能を有する農地の保全を図る。

#### ⑥市街地景観の形成に関する方針

景観法を活用した実効性ある景観誘導の取組を促進するとともに、地域の個性と特色を生かした良好な景観の形成に関する取組を総合的に推進することにより、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力ある地域社会の実現を図る。

### (4) 市街化調整区域の土地利用の方針

#### ①優良な農地との健全な調和に関する方針

精華町川西地区平野部、木津川市の山松川及び鹿川流域平地部、加茂町瓶原地区、山城町綺田地区、山城町上粕地区等の農地は、今後とも優良農地として保全を図る。

#### ②災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

災害防止の観点から、浸水想定区域をはじめとする災害リスクの高いエリアにおいて、新たな住宅等の立地の抑制を行う。

また、木津川市梅谷地区並びに山城町綺田地区及び神童子地区の一部の丘陵地等における山林は、土砂流出防止の機能を維持するため、今後ともこれを保全する。

③自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

当尾歴史的な自然環境保全地域を保全するとともに、本区域の自然景観の骨格を構成している木津川及び東部山地、西部丘陵地、南部の平城山丘陵地の各区域を自然環境形成上重要な緑地として位置付け、その保全、整備を図る。また、生物多様性の保全に努める。

④秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針

ア 関西文化学術研究都市区域

関西文化学術研究都市は、関西文化学術研究都市（京都府域）の建設に関する計画に基づき計画的な建設が進められている。

このうち、文化学術研究地区である南田辺・狛田地区（精華町域）における狛田西地区の一部については、関西文化学術研究都市（京都府域）の建設に関する計画に基づき整備を進めるものであり、農林漁業等との調和を図りつつ、計画的な市街地整備の見通しが明らかになった時点において、市街化区域に編入する。

また、乾谷谷々地区については、農林漁業等との調整を図った上で、工業地として計画的な市街地整備の見通しが明らかになった時点において、市街化区域に編入する。

イ その他

各市町による産業振興や地域の創生等の政策的な取組に必要な地域については、農林漁業等との調整・連携を図りつつ、周辺環境に配慮し、計画的に適切な土地利用を図る。

⑤既存集落の活力維持、回復に関する方針

既存集落の活力維持、回復のため、少子高齢化の進行などにより地域コミュニティの維持・形成が課題となっている地域においては、農林漁業との調整・連携を図りつつ、周辺環境に配慮した適切な土地利用を図る。

## 4 都市施設の方針

### (1) 交通施設

#### ①基本方針

府域内及び府県域を越えた広域的連携や交流の推進、産・学・官の連携による地域活力の創出を目指し、国道24号や学研都市連絡道路の整備を図るとともに、学研地区の各クラスター間を結ぶ都市計画道路山手幹線等の幹線道路の整備促進を図る。

なお、道路の整備に当たっては、道路が優れた景観形成や観光振興、安全・円滑な交通確保、地域の防災性の向上に果たす役割についても十分に配慮するとともに、ユニバーサルデザイン化及び無電柱化を推進し、高齢者や障害のある人にとっても安心して快適に過ごせるまちづくりを目指す。

また、多様化する交通需要に対応し、安全かつ快適な交通を確保するため、企業、地域、学校など多様な主体と連携し、地域の交通環境改善を図るとともに、鉄道・バス等の公共交通の利用を促進し、環境負荷の低減を図る。

そのほか、人口減少・少子高齢化などの社会構造やライフスタイルの変化、経済状況等の将来見込みを踏まえ、目指すべき都市の将来像を実現するため、必要な道路網の見直しを進める。

#### ②整備水準の目標

##### ア 道路

都市計画道路のうち幹線街路について、平成27（2015）年における整備率は約75%であるが、令和17（2035）年には、約78%を目標に整備を進める。

##### 幹線街路の整備目標

	平成27（2015）年実績	令和17（2035）年整備目標
整備率	約75%	約78%

#### ③整備方針

##### ア 道路

幹線道路等としては、京奈和自動車道、国道24号、国道163号、都市計画道路山手幹線、府道枚方山城線等の整備を進める。

楽しさと賑わいのあるまちづくりの実現を目指し、交通結節点である近鉄線やJR線の主要な駅において駅前広場等の整備を進める。

##### イ 鉄道

輸送力の増強、利便性の向上を目指し、鉄道と自動車との適正な分担、補完関係の確立を図り、JR奈良線、片町線の高速化・複線化、関西本線の近代化、京阪奈新線登美ヶ丘駅から近鉄京都線高の原駅や新祝園駅への延伸整備等、順次の鉄道網整備に向け取り組む。

また、課題のある踏切道については、地域の実情に応じた踏切対策を行う。

④主要な施設の整備目標

おおむね10年以内に実施することを予定する主要な事業（施行中のものを含む。）は、次のとおりとする。

ア 道路

事業名	路線名
道路事業 又は 街路事業	京奈和自動車道、国道24号、国道163号、(都)山手幹線、(府)八幡木津線、(都)上狛城陽線、(府)枚方山城線、(府)木津信楽線、(都)加茂駅前線、(都)木津東西線、(都)下梅谷鹿背山線

\* (都) は都市計画道路を、(府) は府道を表す

イ 鉄道

路線名	備考
J R 奈良線	高速化・複線化
J R 片町線	高速化・複線化
J R 関西本線	電化・複線化

(2) 下水道

①基本方針

長期的視点から計画的な整備を行う必要があり、また、計画調整や地域社会の合意形成を図るため、積極的に都市計画に位置付けることを基本とする。

本区域においては生活環境の改善と公共用水域の水質保全を図る観点から、木津川流域下水道及び木津川上流流域下水道並びに各市町の流域関連公共下水道及び木津川市単独公共下水道の汚水計画に基づき下水道（汚水）の整備を図る。

また、浸水防除の観点から単独公共下水道雨水計画に基づき下水道（雨水）の整備を図る。

特に、平成25年台風第18号により発生した既成市街地での内水被害を解消するため、積極的に雨水対策を促進する。

さらに、水循環システムの健全化を図りより良好な都市の水環境を創出する観点から、高度処理の導入等により下水道の質的向上を図るとともに、老朽化した管渠や処理施設等の計画的な更新・改築を図る。

なお、汚水処理施設を効率的に整備するため、浄化槽による整備との調整を図り、最適な整備手法を選定する。

②整備水準の目標

各市町の流域関連公共下水道及び木津川市の単独公共下水道汚水事業を推進し、処理区の拡大に努める。

木津川流域下水道及び木津川上流流域下水道の終末処理場において、高度処理の導入を

図るとともに、増設を行い、老朽化施設の計画的な更新・改築を図る。  
また、単独公共下水道雨水対策事業を推進し、浸水区域の解消に努める。

汚水処理に係る整備目標

	平成27（2015）年実績	令和17（2035）年整備目標
普及率	95%	100 %

\*普及率：下水道計画区域内行政人口に対する同区域内の処理人口の比率

雨水対策に係る整備目標

	平成27（2015）年実績	令和17（2035）年整備目標
都市浸水対策達成率	92 %	100 %

\*都市浸水対策達成率：整備対象区域に対する整備済み区域の比率

③整備方針

木津川流域下水道及び木津川上流流域下水道の終末処理場において、高度処理をはじめ下水処理の技術の開発、増設を進め、また、この2処理場の他、木津川市の終末処理場において老朽化施設の計画的な更新・改築を図る。

各市町の流域関連公共下水道及び木津川市単独公共下水道の計画処理区域内の早期整備完了を目指す。

雨水対策については、各市町の単独公共下水道雨水対策事業を推進する。

④主要な施設の整備目標

おおむね10年以内に実施することを予定する主要な事業（施行中のものを含む。）は、次のとおりとする。

種別	事業名	事業箇所		
下水道 (汚水)	流域下水道事業 (木津川)	終末処理場	洛南浄化センター	
	流域下水道事業 (木津川上流)	終末処理場	木津川上流浄化センター	
	公共下水道事業	流域 関連	木津川市	洛南処理区
		木津川市	木津川上流処理区	
精華町	〃			
単 独	木津川市	加茂処理区		
終末処理場	加茂浄化センター			
下水道 (雨水)	公共下水道事業	木津川市 精華町	木津地区他 九百石川排水区他	

### (3) 河川

#### ①基本方針

災害に強く安全で安心な暮らしを守るまちづくりを進める観点から、既成市街地の浸水被害防止を基本に、都市化の進展に対応した治水施設の整備を進める。

具体的には、流域治水の考えに基づき流域の土地利用の動向や関連河川の整備状況を勘案して、河川流域が本来有している保水・遊水機能の維持・確保を積極的に図るとともに、河川の改修等のハード対策及び情報伝達等のソフト対策の両面での総合的な治水対策を河川整備計画等に基づき進める。

また、堤防の決壊等がもたらす洪水災害による被害を軽減させるため、河川や河川管理施設の状態、河川周辺の状況等に応じた適切な維持管理を行う。

併せて、水と緑のオープンスペースを持つ河川の環境機能を都市環境の一環として評価し、水辺環境の保全に努めるとともに、景観等に配慮した良好な水辺空間の創出を図る。

#### ②整備水準の目標

時間雨量50mm相当の降雨に対する治水上の安全を確保することを基本に、重要な河川を中心に河川改修に合わせた流出抑制施策を講じ、総合的な治水対策を進める。

また、併せて河川環境の整備と保全を図る。

#### ③整備方針

本区域は、淀川の三大支川の一つである木津川の沿川に既成市街地が発展しており、木津川に流入する中小河川の多くは、合流点が樋門形式になっている河川や、後背地の丘陵地の排水が木津川に直接流入する天井川の形態を成している。

近年、木津川沿川の丘陵地の開発が進んでおり、赤田川、煤谷川等の河川改修を推進するとともに、河川が本来持っている保水・遊水機能を維持・確保するための流出抑制を図り、総合的な治水対策を進めていく。

#### ④主要な施設の整備目標

おおむね10年以内に実施することを予定する主要な事業（施行中のものを含む。）は、次のとおりとする。

種 別	事 業 名	事 業 箇 所
河 川	河川改修事業	一級河川 木津川、煤谷川、赤田川

### (4) その他の都市施設

#### ①基本方針

自然と共生する人にやさしい都市づくりを目指し、都市機能の円滑な更新と自然・生活環境の保全を図る。

循環型社会の実現に向け、府民一人ひとりの意識向上を図るなど、府民、事業者との連携の下、プラスチックごみをはじめとする廃棄物の3R（発生抑制、再使用及び再生利用）を推進することを基本に、将来の適正なごみ処理量に対応する施設の維持を図る。

また、本格的な高齢社会を迎えつつ、都市活動の向上や都市生活の魅力を高めるため、誰もが暮らしやすく、人にやさしいまちづくりの推進を図る。

さらに、日常の生活を円滑に営むことができ、災害時にも安全を確保することができるよう、生活関連公共・公益施設の整備を推進しつつ、文化・スポーツ施設を整備するとともに、各種機能を備えた総合的施設として保健・医療・福祉施設を適性に配置する。

なお、将来の人口分布、市街地形態に即した公共施設の長期的配置計画を基本とし、今後の市街化動向に応じつつバランスのとれた施設整備を図る。

## ②整備方針

### ア ごみ処理施設

現有のごみ焼却施設「環境の森センター・きづがわ」の適切な維持管理と更新により、関西文化学術研究都市の建設等による人口増に対応した循環型社会の形成を推進する。

### イ 教育文化施設

適正規模、適正配置の検討など施設の整備充実を図る。

## 5 市街地開発事業の方針

### (1) 基本方針

本区域は、豊かな歴史的背景を持つ既成市街地が残る一方で、関西文化学術研究都市の中心的地域として整備されてきた文化学術研究地区のほか、鉄道駅周辺等学研開発に関連して面的整備が行われてきた地区が存在している。また、京都、大阪、奈良の中心部から近く、国全体の人口が減少局面に入った現在においても、住宅・宅地需要が依然として根強い地域である。

今後の市街地の整備に関しては、関西文化学術研究都市のうちの未着手地区の建設を促進するとともに、その関連する最寄駅のうち駅前広場やアクセス道路等の整備が必要な地区についても、土地区画整理事業等の面的整備を活用する。

その他の新たな開発に関しては、都市化需要の動向を踏まえつつも、無秩序な市街地の形成を防止するとともに、鉄道駅等を中心としたコンパクトな都市づくりの考え方のもと、地区計画等の活用による、優れた都市景観の保全・形成をはじめとした市街地の均衡ある発展を図る。

既成市街地については、防災性の高い、安心して安全な市街地への更新を促進するとともに、地区計画等の活用により、地域特性を生かした個性あるまちづくりを推進する。

### (2) 整備方針

#### ①市街化進行地域及び新市街地

新たに市街化区域に編入する地区を含め、計画的な市街地整備が進行している区域については、地区計画等を活用し、適切な都市基盤施設の整備を図り、周辺地域との調和や防災及び環境保全等に十分配慮した秩序ある市街地の形成を進める。

また、関西文化学術研究都市においては、文化・学術・研究や先端産業、研究開発型産業の拠点となる高次都市機能の集積と良好な居住環境が調和した市街地形成を目指すとともに、関西文化学術研究都市へのアクセス強化及び文化学術研究地区間相互の連携の強化のための公共交通ネットワークの形成と充実を図る。

#### ②既成市街地

既成市街地中心部等や各種交通の結節点である鉄道駅周辺における、文化学術研究地区の最寄り駅など公共施設の整備が必要な地区については、土地区画整理事業等による都市基盤施設の整備を進め、市街地の安全性及び利便性の確保と、歩きたくなる空間やオープンスペースの創出とともに、都市機能の集積と土地利用の合理的で健全な高密度・高度利用を図る。

また、既成市街地で農住工が混在する地域については、残存農地の整序を図りながら、土地区画整理事業等による一体的な整備、地区計画等によるきめ細かな土地利用の誘導を行い、居住環境の改善と生産環境の維持・増進を図る。



(3) 市街地整備の目標

おおむね10年以内を実施することを予定する主要な事業（施行中のものを含む。）は、次のとおりとする。

事業名	地区名
市街地開発事業等	南田辺・狛田地区（精華町域）、精華・西木津地区（精華町域）、菅井・植田地区、木津地区

## 6 自然環境の整備又は保全に関する方針

### (1) 基本方針

水辺や緑の空間は、自然とのふれあいや日頃の休養や運動、広域的な保養やハイキング等の場となるレクリエーションの機能、優れた自然環境やうるおいのある都市環境を形成する環境保全の機能、そして、地域を特徴づける風景や歴史的な景観を形成する景観形成の機能、また、災害時の被害の緩和や避難地、防災活動の拠点としての防災の機能等様々な役割を担っている。

このような水と緑の役割を基本としながら、長い歴史を有する京都独自の文化の継承と発展につながる水と緑、京都らしい風景を生み出す水と緑の保全と創出にも留意し、また、地球環境問題や少子化・高齢問題への対応、都市の再生といった視点も踏まえ、次の5つの観点に基づき、水と緑の保全と創出によるうるおいあるまちづくりを目指す。

- ・ ころとからだをはぐくむ緑の保全と創出
- ・ やすらぎとうるおいを感じる緑の保全と創出
- ・ いきものを守り育てる緑の保全と創出
- ・ 暮らしを守る緑の保全と創出
- ・ 京都らしさを感じる緑の保全と創出

特に地域特性を考慮し、「新都市の緑あふれる環境の形成と豊かな水辺と緑を活用した自然レクリエーションゾーンの形成」を目指して水と緑の施策を推進する。

#### ①緑地の確保目標面積

緑地の確保目標面積 (令和17(2035)年)	将来市街化区域面積 に対する割合		都市計画区域面積 に対する割合	
	緑地確保目標面積	割合	緑地確保目標面積	割合
	約270ha	約11%	約6,370ha	約69%

#### ②都市公園等の施設として整備すべき緑地の確保目標水準

	平成27(2015)年実績	令和17(2035)年整備目標
都市計画区域人口 1人あたり整備面積	約27.0㎡/人 (約12.9㎡/人)	約23.0㎡/人 (約11.0㎡/人)

\* ( ) は都市公園法で規定する都市公園

### (2) 主要な緑地の配置方針

ア ころとからだをはぐくむ緑の保全と創出

- ・ 身近な歩いていける範囲に、誰もが気軽に利用できる公園や遊歩道、水辺空間等の水と緑の拠点をつくる。
- ・ 市街地周辺の樹林地や水辺等、日常的に自然にふれあえる水と緑を保全し、自然に親し

める施設の整備を進める。

- ・スポーツやレクリエーション等の余暇活動の拠点となる公園等を整備する。
- ・自然歩道等により水と緑を結ぶネットワークを形成する。

#### イ やすらぎとうるおいを感じる緑の保全と創出

- ・うるおいのある風景を形成する森林や河川等水と緑の自然景観を保全する。
- ・市街地周辺の里山や遺跡等と一体となって歴史的景観を形成する樹林地等、市街地の背景となる緑を保全する。
- ・鎮守の森や名木、巨樹等、都市のランドマークとなる緑を保全する。
- ・都市の景観の重要な構成要素となるターミナル周辺や大規模な公共施設等において緑化を推進し、緑のシンボルを形成する。
- ・公園や水辺空間の整備、道路や学校等の公共公益施設の緑化に加え、生け垣の設置、屋上緑化等民有地の緑化を進め、緑豊かなうるおいのある都市景観を形成する。

#### ウ いきものを守り育てる緑の保全と創出

- ・水と緑の骨格となる、森林、河川等、多様な自然環境の保全を図る。
- ・貴重な動植物の生息・生育環境を保全する。
- ・市街地周辺の里山等の樹林地、河川やため池等の水辺、農地等、多様な生物をはぐくむ自然環境を保全する。
- ・市街地内においても、水辺や公園等のオープンスペースを活用し、多様な生物の生息空間を創出する。
- ・森林、公園、ため池、河川空間等の連携により、野生生物の移動ルート等となる自然生態系ネットワークを形成する。

#### エ くらしを守る緑の保全と創出

- ・地域防災計画との整合を図りながら、地震災害時の避難地や防災活動拠点となる公園、延焼防止帯や避難路となる緑地等を整備する。
- ・公共公益施設の緑化や住宅地や業務地等民有地の緑化を進め、緑やオープンスペースの特性を生かした災害に強いまちづくりを進める。
- ・市街地、集落周辺の急斜面の樹林地等緑の保全を図る。
- ・市街地内の河川、農地、樹林地や市街地周辺の里山、河畔林等、都市気象の緩和に資する水と緑を保全する。
- ・工業団地周辺の緩衝緑地帯や高速道路、鉄道沿線の環境緑地帯等、都市の環境を改善する緑の保全と創出を進める。

#### オ 京都らしさを感じる緑の保全と創出

- ・指定・登録文化財をはじめとする豊かな歴史・文化遺産と一体をなす緑や、京都の自然200選等の京都を代表する自然環境を保全する。
- ・清流や河畔、まちの背景を構成する山並みや里山等、京都らしい景観を形成する水と緑を保全する。
- ・竹林、茶畑等、人々の暮らしと一体となって特徴的な地域景観を形成する緑を保全する。
- ・新たなまちづくりにおいても、地域の歴史、文化や自然景観に配慮し、それぞれの地域

の個性的な水と緑の景観を創出する。

### (3) 実現のための具体の都市計画制度の方針

人と水と緑の共生する環境を実現するため、次の4つの方向から、骨格となる緑の保全と活用を図り、自然環境や歴史資源、都市化の状況に応じた水と緑の保全と創出を目指す。

- ・都市公園や水辺の整備を促進する。
- ・自然環境、自然景観を保全する。
- ・都市の緑化を推進する。
- ・水と緑のネットワークを形成する。

#### ①公園緑地の配置方針の概要

種 類	種 別	配置方針の概要
住区基幹公園	街区公園	街区内に居住する者が容易に利用できるように約2haの整備を図る。
	近隣公園	近隣に居住する者が容易に利用できるように約4haの整備を図る。
緑 地		木津川の沿川地域等において緑道等の整備を進めることにより、水と緑のネットワークの形成を図る。 京阪奈丘陵等の豊かな自然環境の保全と活用を図るとともに、市街地に点在する小規模な緑地の保全を図る。

#### ②地域制緑地の指定方針の概要

地区の種別	指定方針の概要
風致地区	加茂町当尾地区等において新たな指定を検討し、昔ながらの里山等の優れた景観の保全を図る。
生産緑地地区	市街地内やその周辺の優良農地は、新鮮な農産物を供給する役割とともに、緑のオープンスペース、避難のための空間、雨水の貯留や都市の水循環機能、公共施設などの保留地といった多様な機能を有する都市に必要なものとして、維持・活用を図る。
そ の 他	市街地を囲む周辺の山並みが構成する自然風景について条例による地区指定等により保全を図る。

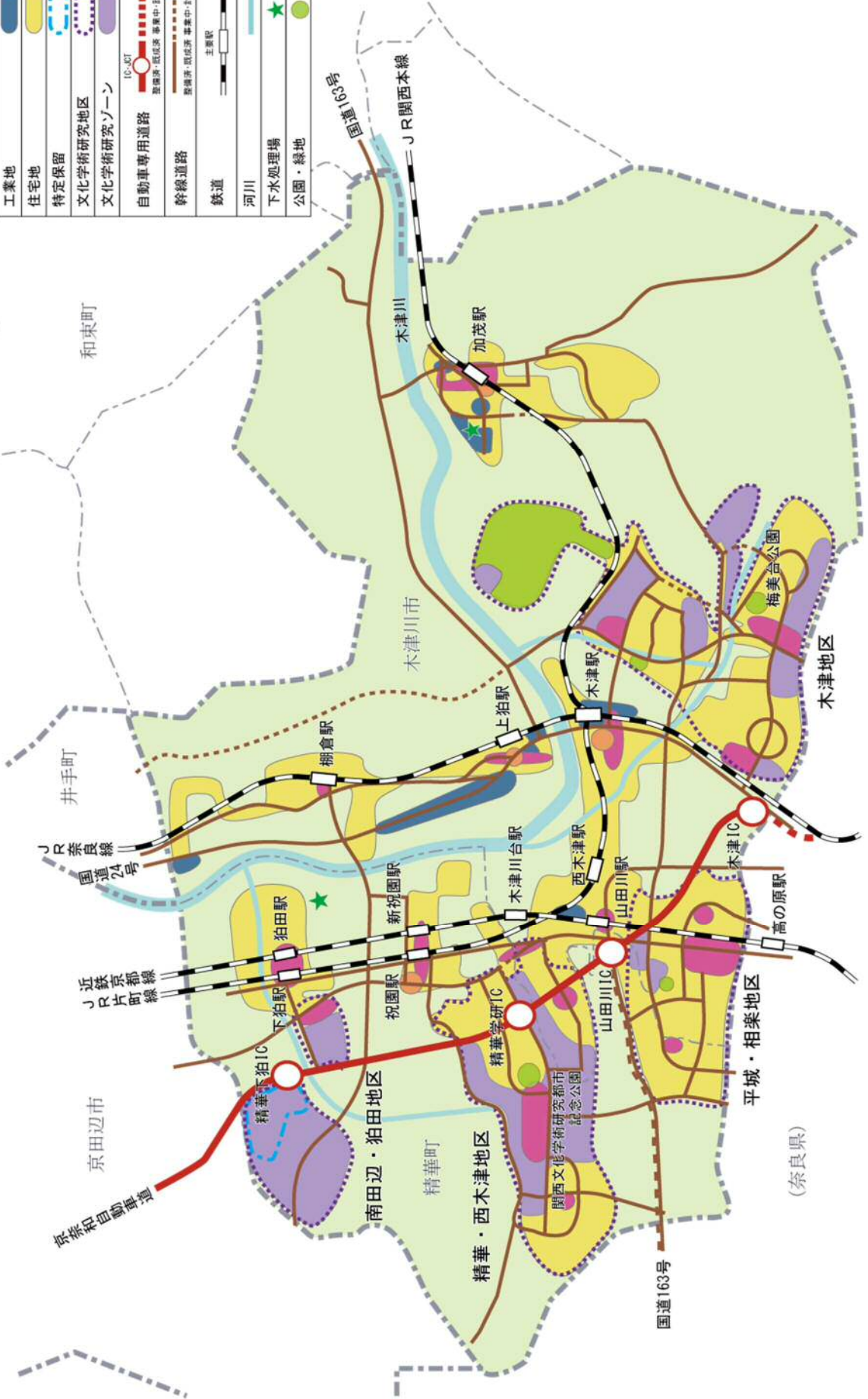
### (4) 主要な緑地の確保目標

今後おおむね10年以内に決定することを予定する地域地区及び整備することを予定する公園等は、次のとおりとする。

種 別	名 称 等
施設緑地	基幹公園
	関西文化学術研究都市記念公園等

— 付 図 —

凡 例	
市町村界	---
都市計画区域	--- (緑色)
商業地	■ (赤)
業務地	■ (黄)
工業地	■ (青)
住宅地	■ (白)
特定保留	■ (紫)
文化学術研究地区	■ (緑)
文化学術研究ゾーン	■ (紫)
自動車専用道路	— (赤)
IC・AT	○ (赤)
整備済・既成済 事業中・計画中	— (赤)
幹線道路	— (茶)
整備済・既成済 事業中・計画中	— (茶)
主線駅	□ (白)
支線駅	□ (白)
河川	— (青)
下水処理場	★ (緑)
公園・緑地	● (緑)



(奈良県)